

熊本都市圏北東部広域的公共交通ネットワーク検討業務委託
プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本都市圏北東部広域的公共交通ネットワーク検討業務委託

(2) 目的及び概要

熊本都市圏北東部では半導体関連産業等の集積が進んでおり、今後更なる発展が期待されている。

一方、こうした都市の成長に伴い、都市圏内外における人の移動増加が見込まれることから、圏域の交通渋滞の更なる悪化が懸念されており、これらの課題解決に向けては、自動車から公共交通への利用転換が重要である。

このことから本業務は、熊本電気鉄道を軸とした広域的公共交通ネットワークの構築による熊本都市圏北東部の更なる発展や価値の向上を目的とし、まちづくりや交通など、複合的な観点からハード・ソフト両面による有効な施策を検討するものである。

※詳細は仕様書を参照のこと。なお、仕様書中に特段の記載が無い限り、この仕様書に記載の内容は提案内容に関わらず、必須のものとする。

(3) 履行場所

熊本市西区上熊本 2 丁目外地内

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 13 日（金）まで

(5) 提案上限額

9,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市都市建設局交通政策部公共交通推進課

電話 096-328-2522（直通）

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731

- 号) 第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中かつ合志市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成18年合志市告示第20号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに熊本市税及び合志市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、熊本市及び合志市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と上熊本駅における交通結節機能強化に向けた協議会(以下「協議会」という。)会長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市内又は合志市内に本店もしくは営業所等を有する者であること。
- (10) 国、地方公共団体又、行政機関により構成される協議会、独立行政法人、鉄道関連の民間企業等から直接受注した業務として、平成27年度(2015年度)以降に履行が完了した、「公共交通システム整備に係る調査計画の検討(概略・予備・実施設計含む)」に関する履行実績を有すること。
- (11) 管理技術者は、ア又はイいずれかの資格を有していること。
- ア 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「都市及び地方計画」、「鉄道」または「道路」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設―都市及び地方計画」、「建設―鉄道」または「建設―道路」とするものに限る。)に合格し、技術士としての登録を受けているもの。
- イ 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、RC CM(「都市計画及び地方計画」、「鉄道」または「道路」とするものに限る。)の登録を受けていること。
- (12) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
- 本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員

も併せて(5)、(10)の要件を満たす者であること。

4 申請手続等

(1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和7年(2025年)5月26日(月)から令和7年(2025年)6月9日(月)まで ※午後5時まで必着

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、基本仕様書等は、令和7年(2025年)6月9日(月)までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無は協議会会長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 参加資格審査調書(様式第2号)

(ウ) プロポーザル参加者の同種業務の履行実績(様式第3号)

同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。

(エ) 配置予定技術者(管理技術者の同種業務の実績(様式第4号)

(同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。なお、添付資料は、同種業務の実績を有することが判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)を提出すること。)

(オ) 管理技術者が3(11)ア又はイいずれかの資格を有することを証する資格証の写し

(カ) 同種業務の実績を証する契約書及びテクリス等の写し(必須)

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で併せて補完すること。

イ 提出期限

令和7年（2025年）6月9日（月）午後5時まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）6月9日（月）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

上熊本駅における交通結節機能強化に向けた協議会会長（熊本市都市建設局交通政策部公共交通推進課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) ア(ウ)の書面が添付されていない場合は、その実績を有しているとは認めない。

また、ア(エ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(ウ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも3(12)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、協議会会長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 協議会会長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会等は実施しない。

7 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第6号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年（2025年）5月26日（月）から令和7年（2025年）6月9日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス 096-351-2182

メールアドレス kokyokotsusuishin@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）6月11日（水）までに開始し、令和7年（2025年）6月16日（月）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 提案書提出書（様式第7号） 原本1部

イ 提案書表紙（様式第8号） 原本1部、写し10部

ウ 提案書（様式自由） 原本１部、写し１０部

※ 提案書はＡ３版左とじ・横書き・片面・２枚以内とする。

エ 業務実施体制書（様式第９の１号及び様式第９の２号） 原本１部、写し１０部

オ 配置予定技術者（主たる技術者）の同種業務の履行実績（様式第５号） 原本１部
（同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。なお、
添付資料は、同種業務の実績を有することが判断できる資料（図面、仕様書等の設計
図書又は発注者の証明等）を提出すること。）

カ 見積書及び内訳書（様式自由） 原本１部、写し１０部

キ 提出期限

令和７年（２０２５年）６月１６日（月）午後５時まで

郵送する場合は、令和７年（２０２５年）６月１６日（月）中までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ク 提出先

（ア）持参の場合

２の担当部局

（イ）郵送の場合

〒８６０－８６０１ 熊本市中央区手取本町１番１号

上熊本駅における交通結節機能強化に向けた協議会会長（熊本市都市建設局交
通政策部公共交通推進課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

１０ 提案書等のヒアリングの実施

（１）実施日時

令和７年（２０２５年）６月２５日（水）予定

（２）実施場所

熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市役所 本庁舎 １１階会議室

時間・出席者は別途指示するもの。

（３）実施方法 対面による質疑応答形式

（４）提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す審査項目のうち、次に掲げる審査
項目（以下これらを「ヒアリング実施項目」という。）に対して実施するものである。

① 審査項目「配置予定技術者の評価」

② 審査項目「提案に対する評価」

（５）ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒア
リング時の追加資料は受理しない。

（６）ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。た

だし、悪天候、出席予定者の事故等協議会会長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度協議会会長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

1 1 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本都市圏北東部広域的公共交通ネットワーク検討業務委託業者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本都市圏北東部広域的公共交通ネットワーク検討業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）」にて行う。

(2) 審査の基準

「熊本都市圏北東部広域的公共交通ネットワーク検討業務委託提案書等審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、審査項目「提案に対する評価」の点数が高い者を上位とする。「提案に対する評価」の点数も同じ場合は、委員会の協議により契約候補者を選定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1 2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1 3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、協議会会長に対して契約候補者として選定されなかった理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 協議会会長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 4 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、協議会にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、協議会に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして協議会が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても 1 4 (1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で協議会と契約を締結するものとする。

1 5 スケジュール（予定）

令和 7 年（2025 年）

5 月 2 6 日（月）	公告、ホームページ公開
6 月 9 日（月）	参加表明書提出期限
6 月 9 日（月）	質問書提出期限
6 月 1 2 日（木）	参加資格確認通知発送
6 月 1 6 日（月）	提案書提出期限
6 月 2 5 日（水）	ヒアリング審査
6 月下旬	審査結果通知

1 6 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）第 2 2 条に準じ、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と協議会が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国、地方公共団体又、行政機関により構成される協議会、独立行政法人、鉄道関連の民間企業等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定に準じ、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、協議会会長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。

(8) 管理技術者（又は従事メンバー）の確認等

ア 申請書等又は提案書等に記載した配置予定の管理技術者（又は従事メンバー）は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死

亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとは、当初の配置予定の業務責任者（又は従事メンバー）と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして協議会会長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合に協議会会長の承認を得るためには、診断書その他協議会会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。